

《監査法人のガバナンス・コードの適用状況》

監査法人和宏事務所

2025 年 9 月

【監査法人が果たすべき役割】

《原則 1》監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

《当法人の対応》

当法人は、監査法人の公益的な役割を果たすため、法人の構成員による自由闊達な議論を通じて開放的な組織風土を構築すること、自らの能力の継続的な向上を図るとともに法人の構成員がその役割を認識して主体的に業務に取り組むことを通じて、組織として会計監査の品質の持続的な向上を図ることを目的としております。

No	指針	当法人の取り組み
1－1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、監査法人の公益的な役割を認識し、会計監査の品質の維持向上のため、最高責任者が監査業務の品質を重視する姿勢を明確にし、全専門要員に対してトップからのメッセージを発信しています。
1－2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	最高責任者は品質を重視する姿勢、法人の構成員が保持すべき価値観を「運営方針」に示しています。
1－3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	全専門要員の人事評価、研修の実施、品質管理を重視する姿勢を評価するメッセージを伝えることにより、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心、職業的専門家としての能力の保持・発揮への動機づけを行っております。

No	指針	当法人の取り組み
1－4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	「運営方針」に自由闊達な議論を行い、開放的な組織風土を構築することを謳っております。
1－5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人では、非監査業務を積極的には提供しておりません。また、監査業務の依頼人に対する非監査業務の提供は、原則として実施しないこととしております。 専門要員には監査業務に支障のない範囲で兼業・副業を認めておりますが、監査業務の提供先に対する監査業務以外のサービス提供は禁止しており、独立性の懸念が生じることのないようにしております。
1－6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等も行っておりません。

【組織体制】

《原則２》監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

《当法人の対応》

当法人は規模の小さい組織であり、全社員による業務執行と相互監視を行っております。従って、社員会が経営機関の役割を果たしており、監査業務の品質を確保するため、品質管理部、人事研修部、業務管理部を設けて組織的運営を行っております。

最高責任者を中心として、品質管理責任者及び各業務担当責任者が、各自の役割を認識し、相互牽制のもと、主体的に法人運営に取り組んでおります。

No	指針	当法人の取り組み
2－1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は規模の小さい組織であり、全社員による業務執行と相互監視を行っております。従って、社員会が経営機関の役割を果たしており、監査業務の品質を確保するため、品質管理部、人事研修部、業務管理部を設けて組織的運営を行っております。
2－2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	当法人は会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、品質管理部、人事研修部、業務管理部を設置し、法人運営の基盤整備及びモニタリングを実施しています。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、審査体制を整備し、契約更新、計画段階、意見表明前及び重要案件についての審査を適時に行っております。監査上慎重な判断を要する重要案件、不正リスク対応等については、審査担当者だけでなく、社員会で審議を実施しております。

No	指針	当法人の取り組み
	・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	・ 監査責任者がクライアントと直接コミュニケーションを行って監査上のリスクを把握しております。把握した監査上のリスクに法人として適切に対応するため、社員会で適宜情報交換、意見交換を行っております。 ・ 法人の構成員に職業的専門家としての能力を保持・発揮させるため、人材育成の環境整備として、研修実施方針を定めて研修計画を策定し、受講指示や受講結果確認を行っております。また、人事管理・評価等に係る体制として、人事評価に関する方針を定め、定期的に人事評価を行い、その結果のフィードバックを行っております。 当法人では、クラウド環境による IT インフラを整備し、情報セキュリティへの取り組みと監査業務の効率化、進化するテクノロジーへの対応を図る方針としております。また IT を利用した監査ツールも利用できる体制としております。
2 - 3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人は規模の小さい組織であり、全社員が法人の経営状態を常に注視し、運営しております。最高責任者はその知識・経験・能力を勘案して、経営機能を十分に果たすことのできる者を選任しております。最高責任者を中心として、品質管理責任者及び各業務担当責任者が、各自の役割を認識し、相互牽制のもと、主体的に法人運営に取り組んでおります。

【組織体制】

《原則３》監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

《当法人の対応》

当法人では、外部委員、最高責任者、品質管理責任者、各業務部門責任者によって構成される経営評価委員会を設置し、経営の実効性を監督・評価しております。外部委員には独立性を有する第三者を選任し、客観的な立場から有用な助言を得て、経営改善に役立てております。

No	指針	当法人の取り組み
3－1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	外部委員を含めた経営評価委員会を設置し、経営の実効性の評価を行っております。
3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者の知見を活用しています。 独立性については、以下のように当法人との利害関係がない者を判断基準としております。 ・当法人と顧問契約がないこと ・過去に当法人の社員又は職員でなかった者 ・当法人の被監査会社に在籍していたことがない者

No	指針	当法人の取り組み
3－3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	当法人では、監督・評価機関の構成員及び独立性を有する第三者について、経営機能及び組織的な運営の実効性確保、人事評価、報酬の決定過程に資する客観的かつ有用な助言・提言を期待しています。
3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、事前に経営評価委員会の議題及び資料を提供しております。

【業務運営】

《原則4》監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

《当法人の対応》

当法人では社員会で、各個別業務の重要事案の検討、審査事項で留意すべき事項の報告を行っており、さらに、監査品質の維持・向上に向けて品質管理活動の状況も随時報告を行っております。

また、研修や人事評価を通じて人材育成に努めており、法人の構成員がその能力を十分に発揮できるように開放的な組織風土を構築しております。

No	指針	当法人の取り組み
4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人では定期的開催される社員会で、各個別業務の重要事案の検討、審査事項で留意すべき事項の報告を行っております。また、監査品質の維持・向上に向けて品質管理活動の状況も随時報告を行っております。
4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるため、人材育成については研修に関する方針を定め、人事管理・評価及び報酬については人事評価に係る方針を定めております。人事評価の項目には品質管理に関する事項を取り入れております。
4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	・法人運営の役割分担については、その能力や適性を勘案して配置しており、人事評価を通じてその検証を行っております。 監査チームについては、人員数だけでなく、能力的な側面や経験年数

No	指針	当法人の取り組み
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	も考慮して編成しております。 ・当法人では、公認会計士として一定の業務経験を有するもののみを採用しています。業務経験については、監査業務だけでなく、非監査業務や事業会社での勤務経験なども採用、昇格、チーム編成において考慮しています。 ・法人の構成員の会計監査に知見や経験を活用するため、自由闊達な意見交換を推奨し、開放的な組織風土を構築するよう努めております。 ・法人の構成員が能力開発に十分に取り組むことが出来るように、研修等の機会を設け、業務負担についても配慮しています。
4－4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	個別業務の各監査責任者は、被監査会社の経営者及び監査役等と監査上のリスクについて、積極的かつ十分な意見交換を行い、リスクの把握を行っております。
4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当監査法人では内部及び外部からの通報を受けるため、法人事務局及び顧問契約等の利害関係のない弁護士事務所に通報窓口を設置しています。また、通報者が不利益を被ることがないように規程を定めております。

【透明性の確保】

《原則5》監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

《当法人の対応》

当法人は、資本市場の参加者等が、当法人の品質管理への考え方や取組み状況を適切に評価できるように、情報開示が重要であると考えております。当法人の監査品質の評価に対して責任を持つとともに、資本市場の参加者等との意見交換を通じて、更に品質改善につなげて参りたいと考えております。

No	指針	当法人の取組み
5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、当法人のホームページで開示しております。
5－2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	 (トップの姿勢) 法人の最高責任者は、会計監査の品質の持続的な向上を図るため、全社員にそれぞれの責務を主体的に果たすよう社員会等で常に指示しております。

No	指針	当法人の取り組み
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：AuditQualityIndicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	（行動指針） 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針として「運営方針」を定め、全専門要員に周知しております。 （品質の評価に資する情報） AQI： ① 定期的検証の実施件数 ② 研修回数と時間数 ③ 研修参加率 （品質管理システムの状況） 年次報告書に記載しております。 （経営機関の構成や役割） 年次報告書/組織図参照 （第三者選任理由） 3－1、3－2、3－3 参照 （非監査業務） 1－5 参照。

No	指針	当法人の取り組み
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	2－2 参照 4－2、4－2 参照 年次報告書/（5）財務基盤参照 年次報告書/（6）国際対応基盤参照 5－5 参照
5－3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会	当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等も行っておりません。

No	指針	当法人の取り組み
	計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
5－4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社：4－4 参照 第三者の活用：3－1、3－2、3－3 参照
5－5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	年に一度、評価基準日に本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価を行っております。 評価結果については、業務及び財産に関する説明書類で公表いたします。
5－6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用するために、社員会での情報共有・意見交換を行っております。